

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約の選択約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- （1）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ選択約款および一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- （2）契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまのご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
 - ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約こともないポイントなどが失効する場合があります。
 - ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約こともない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまのご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- （1）需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- （2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- （3）契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 供給の開始

- （1）当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- （2）当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、標準周波数 50 ヘルツといたします。

5. 契約容量の決定方法

- 契約容量は、次により決定いたします。ただし、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Mプラン〕の場合は、(2)を除きます。
- （1）契約主開閉器の定格電流により定める場合
契約主開閉器の定格電流にもとづき、選択約款に定める算定方法により算定された値といたします。
 - （2）電流制限器または電流を制限する計量器により定める場合
電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき、選択約款に定める算定方法により算定された値といたします。

6. 時間帯区分

- （1）午後時間
毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。
- （2）朝晩時間
午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。
- （3）夜間時間
毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

7. 料金の単価および算定方法

- （1）月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、各選択約款に定めるSプラン割引額またはMプラン割引額を差し引いたものといたします。

なお、Sプラン割引額およびMプラン割引額は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を上回らないものといたします。

 - イ 基本料金
1 契約1月につき定める料金です。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
 - ロ 電力量料金
（イ）1月の時間帯別の使用電力量に、各選択約款に定める時間帯別の電力量料金単価を乗じて算定いたします。
（ロ）燃料費調整単価に使用電力量を乗じた金額を燃料費調整額として差し引き、または加えて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。
- （2）燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社の事務所に掲示する方法および当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- （3）各料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している各選択約款等をご確認ください。

8. 検針日

検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

9. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

10. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。
なお、この場合の使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行いません。
- (2) 記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算いたします。
- (3) お客様が希望される場合は、午後時間の開始時刻を2時間後までの範囲内で変更することができます。ただし、午後時間の延長または短縮は行いません。また、午後時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から1年間については、原則として午後時間の開始時刻を変更することはできません。
- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客様にお知らせいたします。
- (5) お客様が不在等のため検針できなかった場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。

11. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、原則として検針日に発生いたします。
- (2) お客様の料金の支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

12. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- (1) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (3) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

13. 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10

パーセントの延滞利息を申し受けれます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたとき、または支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けれます。
- (2) 当社が当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けさせていただきます。
- (4) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客様から申し受けれます。

15. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客様が、契約容量を新たに設定し、または増加された以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金をお客様に精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客様からその金額を申し受けれます。

16. 解 約 等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。

イ 託送約款等に定めるところにより、または当社の求めに応じ、当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客様が当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ニ 選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他選択約款から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客様が、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

17. 違 約 金

- (1) お客さまが、次の場合に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、選択約款に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

18. 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、または当社の求めに応じ、当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または選択約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

19. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

20. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
 - ロ その他選択約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

21. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異

状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

22. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

23. 需給契約の廃止

お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ通知していただきます。

当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適切な処置を行いません。

24. 信用情報の共有

お客さまが選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過しなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

25. その他

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
 - ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、選択約款を変更する必要がある場合
 - ハ その他、選択約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (2) 選択約款を変更する場合には、当社は、選択約款の変更前、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。
- (3) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により

行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (4) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、選択約款に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までの間は、書面により無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面を発信したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給こともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

【お問い合わせ先】

- 電話によるお手続き・お問い合わせ
ほくでん契約センター
(電話番号) 0120-12-6565
受付時間：平日9:00~17:00 土曜日9:00~15:00
(休業日：日曜日・祝日、12月29日~1月3日)
- インターネットによるお手続き
当社ホームページ
(URL) www.hepco.co.jp
受付時間：24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

北海道電力株式会社
(小売電気事業者登録番号 A0267)
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地